

令和2年第5回尾道市教育委員会会議録

日 時 令和2年4月30日（木）午後2時30分開議
場 所 尾道市庁舎4階 委員会室
署名委員 奥田委員

午後2時30分 開会

○佐藤教育長 定刻になりましたので、ただいまから第5回教育委員会定例会を開きます。

本日の会議日程は、お手元に印刷配付のとおりです。

本日の会議録署名委員は、奥田委員を指名いたします。

これより日程に入ります。

日程第1、業務報告及び行事予定を議題といたします。

業務報告及び行事予定のうち、重要な項目がありましたら、順次報告をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症に関連して影響がある事項等があれば、あわせて報告をお願いします。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。庶務課に関する業務報告及び行事予定について御説明をさせていただきます。項目にはございませんが、まず、新型コロナウイルスに対する対応状況について御報告いたします。

庶務課の関係といたしましては、まず幼稚園について、感染拡大防止の観点から、緊急事態宣言が行われる前の4月15日から5月6日までの休園を決定しております。緊急やむを得ない場合に限り、一時預かりでの対応を行っている状況でございます。また、この措置は4月28日に改めて通知し、広島県の対応に呼応する形で5月31日まで延長を行っております。学校給食についても同様に、まず5月6日までの中止を決定、その後、31日まで延長ということにさせていただいております。学校施設の市民団体への貸し出しにつきましては、当初は体育館のみ制約を行って、グラウンドについては貸し出しを行っていましたが、緊急事態宣言を受けて貸し出しを中止しております。また、教育委員会の機能が職員の感染等により一度に失われることを防ぐため、機能の一部を人権文化センター3階の多目的ホールへ移動して勤務を行っているというような状況で、バックアップ体制の確保を行っております。

それでは、その他の業務報告に移ります。

1 ページ目をごらんください。まず、1 行目でございますが、3 月末で尾道市学校施設長寿命化計画策定業務を完了いたしました。これは、学校施設の長寿命化を計画的に実施することで施設を長期間利用できるようにし、結果として施設整備の総費用の抑制を図ろうとするための計画策定でございます。この計画策定につきましては、国から今年度中の策定を義務づけられているものでございまして、既に策定されている尾道市公共施設等総合管理計画の個別計画に当たるものでございます。詳細は後ほど御報告をいたします。

次に、5 行目、3 月31日に退職者の辞令交付式を行いました。

また、6 行目、4 月1日に人事異動の辞令交付式を行いました。

続きましては、行事予定でございます。

次回の教育委員会議は5 月28日木曜日を予定しております。

報告は以上でございます。

○内海生涯学習課長 はい、教育長、生涯学習課長。生涯学習課の業務報告並びに行事予定について御報告をいたします。

まず、新型コロナウイルスに関する生涯学習課が所管する施設に関する影響について御説明をしておきます。

対応方針につきましては、対策本部会議の中で決まっております。3 月3 日から一部利用制限をかけていき、感染症予防対策の段階が上がるたびに本市の対応方針も厳しい方向に変化しているという状況です。

まず、図書館についてでございますが、当初、3 月3 日からは通常の貸し出しと返却をできることとし、長時間の閲覧や貸し館についてはできないことといたしました。この後、4 月15日からは予約の図書資料の貸し出し、返却のみとし、移動図書館もこの時点で中止としております。

次に、スポーツ施設でございますけれども、当初はトレーニングジムの換気の依頼のみでございましたが、3 月7 日からはトレーニングジムの利用を中止、3 月21日からは屋内施設の利用を中止、4 月22日からは屋外施設も利用を中止となっております。ただし、散歩やウォーキングなどの利用は可としております。

続いて、公民館や生涯学習センター、勤労青少年ホームでございますが、当初は主催講座の中止や公民館まつりなどのイベントの自粛の要請をいたしてございましたが、3 月21日から大きなホールや大会議室、また飲食を伴う調理室の利用を中止しております。そして、4 月15日からは貸し館の中止をしております。

なお、これらは現時点では5 月6 日までの方針ということになっておりま

す。

新型コロナウイルスに関する影響については以上のとおりです。

お配りしております資料の2ページでございますが、生涯学習課の業務報告につきましても、ごらんのとおり行事は中止という状況でございます。3月24日にオリンピック・パラリンピックが延期ということが決まっております。このため、5月19日に予定をしておりました聖火リレーも中止となっております。また、先日報道がなされましたけれども、インターハイ、高校総体も中止ということになりまして、今回、群馬県を中心とする北関東ブロックで行う予定としておりましたので、この分散開催に伴ってソフトボール競技を御調ソフトボール球場で行う予定でしたが、これも中止ということになっております。

行事の予定といたしましては、5月30日に予定しておりました青少年補導員の辞令交付式を、6月9日に規模を縮小の上、行う予定としております。

続きまして、図書館について指定管理者から報告のあった事業の報告をいたします。ページとすると3ページから7ページでございますが、これも全館に共通しておりますけれども、行った行事としては館内の展示のみで、イベントは実施していないという状況となっております。行事予定につきましても、5月7日以降の行事予定を記載しておりますけれども、図書館業務を平常化するのがまだ予断を許さないという状況、むしろ、本日の報道では、国の緊急事態措置っていうのも延長の方針ということでございまして、なかなか予定が立てにくい状況となっております。定例の行事について5月7日以降のものを記載させていただいておりますが、今後、変更となる見込みが高いと御理解をいただければと思います。

なお、市内の図書館について、比較表を今回委員さんにお配りをさせていただいております。こちらについて、少し説明をさせていただきたいと思っております。1年間たちまして、3月までの1年間の資料ということで、入館者数と貸出点数の前年度の比較表でございます。備考欄に記載しておりますが、昨年度、平成30年度は西日本の豪雨災害や台風災害、また、図書館システムが変わったというようなことから、臨時休館や開館時間の圧縮という事例が非常に多く、年間を通じた数値が落ち込んでおりました。令和元年度につきましても、3月に入って新型コロナウイルス対策のための利用制限をかけております。先ほど申し上げましたように3月3日から閲覧等ができなくなっていることから、かなり入場者数が減っております。表でいきますと一番右の列、前年同月比の3月分がございまして、ここの下のほうを見ていただいた合計欄でい

きますと、入館者数がトータルで昨年度と比べて1万9,872名の減ということでございます。貸出点数につきましては逆に681点の増となっております、貸し出しはできる体制を今とっておりますので、家にいるということもありまして、自宅で過ごすために一度に借りて帰ってくださる方が逆にふえているというような状況なのかなというふうに推測をしております。そのもう一列左のほうに、1年間を通して3月末時点での累計の比較が出ておりますけれど、ここは人数での比較でいきますと、昨年度に比べて入館者数は1万3,858人、ポイント数でいうと2.7%の増、また貸出点数は1万8,583点の増、ポイントで言いますと2.3%の増と、3月は落ち込みましたけれども、トータルで言うと昨年度は上回ったという状況であるということで、この資料を提供しております。生涯学習課は以上でございます。

○**榎原因島瀬戸田地域教育課長** 教育長、因島瀬戸田地域教育課長。それでは、因島瀬戸田地域教育課の業務報告並びに行事予定について御説明いたします。

初めに、新型コロナウイルスへの対応状況についてでございますが、因島瀬戸田地域教育課の所管施設の利用については、市の対策本部の方針等に従いまして、先ほど説明がありました庶務課、生涯学習課と同様の体制をとっております。

まず、学校や因島体育センター、スポーツ広場の屋内体育館は3月23日から利用中止としております。4月15日からは屋外スポーツ施設についても団体競技での利用を中止し、全国に緊急事態宣言が出された後の4月22日からは全面利用中止となっております。また、棕の里ゆうあいランドや因島体育センターの貸し館についても利用を中止しておりますので、実質閉館中でございます。

なお、利用中止期間については現在のところ5月6日までとなっておりますが、緊急事態宣言が延長される可能性が高くなっておりますので、5月7日以降の早い時期に予約されている利用者へは至急の連絡が必要かと考えております。

次に、予定しておりました会議等も中止しております。例年ですと年度初めの4月に因島瀬戸田地域の小・中学校の教頭先生、事務職員、一堂に会して事務説明会を開催しておりましたが、今年度は説明会の開催は行わず、資料配布をもって説明にかえさせていただきました。また、因島瀬戸田地域の技術員との年度初めの打ち合わせ会議についても中止し、事務説明会と同様に資料配布を行っております。新型コロナウイルス感染症の対応状況としては、以上でございます。

それでは、その他の行事予定について説明をします。8ページをごらんくだ

さい。

まず、業務報告に記載の各業務については、予定どおり年度内に完了しております。業務報告の一番下に記載の、今年度予定しておりました追加分の空調設備整備については、一昨日、4月28日火曜日に入札を終え、請負業者が決定したところでございます。

次に、行事予定でございますが、旧三庄小学校敷地の調査測量登記業務につきましては昨年度からの繰越事業となっておりますので、引き続き事務を進めてまいります。以上でございます。

○村上美術館長 教育長、美術館長。美術館の業務報告並びに行事予定を順次御報告いたします。

あわせて、新型コロナウイルス感染拡大防止対策についても御説明させていただきます。

9ページをごらんください。

最初に、尾道市立美術館について御説明いたします。

3月14日から5月6日まで特別展「花のお江戸ライフー浮世絵にみる江戸っ子スタイル」を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月14日から5月6日まで休館となっております。そのため、本展覧会の入館者におきましては、4月12日時点で3,116名で1日平均119名の来館で、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて、昨年同日より9,514名の大幅減となっております。

なお、本展覧会につきましては、後ほど行事予定でも報告させていただきますが、第64回尾道市美術展が開催中止となったため、作品所蔵家及び本展企画会社と協議し、当初、市美展の会期であった6月21日まで会期延長することとなりました。なお、再開時期につきましては今後の状況を見て判断する予定とし、決まり次第、すぐにホームページやSNS等でお知らせする予定でございます。

また、再開時には、休館前にも取り組んでおりました館内にアルコール消毒液の設置や館内スタッフのマスク着用、来館者へのマスク着用をお願いするとともに、来館者が多い場合には一度に入る人数を制限し、2メートル以上に接近しない等、感染防止対策を講じます。そして新たに、喫茶コーナーは閉めさせていただきます。受付ショップ、レジ前に飛沫防止シートの設置や現金受け渡しにコイントレーを使用するなどの対応をする予定でございます。また、同展の関連イベントにつきましても、尾道市主催イベントの開催及び施設利用の方針にのっとり、3月28日、4月25日のワークショップや4月5日、26日の

ギャラリートーク、また4月18日の特別記念茶会を中止といたしました。ただ、4月12日のわいわいがやがやおしゃべり鑑賞会につきましては、参加者に対し今回は静かに鑑賞してくださいねとお願いをして開催いたしました。

行事予定につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、5月30日から6月21日までを会期としておりました第64回尾道市美術展の開催を中止といたしました。それに関連して、この本展の受付及び審査等も中止となっております。

圓鏝勝三彫刻美術館につきましては、4月1日から常設展Ⅰ「圓鏝勝三動植物」展を開催いたしておりますが、こちらも、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月14日から5月6日までを休館としております。この展覧会は、展示が始まる4月が、動物たちが冬眠から目覚め、活動し始める時期ということで、動物や魚、そして春という季節に合わせた植物などの静物をモチーフにした作品を展示する展覧会でございます。平山郁夫美術館につきましても同様に、4月14日から5月6日までを休館としております。以上でございます。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。それでは、まず初めに、新型コロナウイルス感染症に関する対応について報告いたします。

4月6日月曜日から学校を再開し、就任式、始業式を行いました。4月7日火曜日には、小・中・高等学校において入学式を行っております。ただ、入学式においては、新入生、保護者、教職員に出席者を限定して行うとともに、感染防止策ということで実施時間も30分程度とすることで、事前に指導をして実施をいたしました。しかしながら、4月13日に広島県感染拡大警戒宣言が行われまして、4月15日から5月6日までの臨時休業としております。そして、県教育委員会が4月27日付で県立学校を5月31日までの臨時休業を決定いたしました。本市におきましても、現時点でその事態が継続していること、児童・生徒への感染リスクの回避と市民の不安解消を図るという視点に立ちまして、事務局として臨時休業と判断をいたしまして、教育委員の皆様方にも御了承をいただいたところです。4月28日付で各小・中・高等学校に5月31日までの臨時休業を決定した旨、通知をしております。現在の教職員の勤務状況でありますけれども、教職員も接触機会の低減の徹底を図るということで、教職員の感染リスクを抑えると同時に学校運営を維持するために職員を2グループに基本的に分けております。その中でも、在宅勤務等も取り入れながら分散勤務を実施し、教職員への感染リスクを抑えるという取組を行っております。

それでは、10ページの業務報告についてでございます。

3月31日に辞退職者辞令交付式を行いました。

4月1日月曜日、管理職等への辞令交付式、校長へ一般職員の辞令交付を行いました。

4月6日と4月7日については、先ほど報告したとおりです。

4月8日水曜日には小・中学校校長会議を行い、4月22日、学校経営サブリーダー研修会は中止としましたが、必要な指導事項等については資料を配布いたしました。

続いて、行事予定についてですが、5月12日、5月14日、それぞれ校長会や教務主任研修会があり、中止とはしておりますが、必要な指導事項等については資料として配布する予定としております。以上でございます。

○**本安教育指導課長** 教育長、教育指導課長。教育指導課に係る業務報告並びに行事予定について御説明申し上げます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について報告をいたします。

学校においては、4月6日から教育活動を再開しておりました。この学校再開に先立ち、3月26日付で令和2年度尾道市立学校における教育活動の再開について通知し、登校前の検温、登校時の健康観察の徹底、学校における3密を避けた教育活動、教室の換気等、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組を徹底し、教育活動を行うよう指導をいたしました。さらに、学習活動については、前年度分の未履修の内容のうち年度初めに履修しておくべき内容については、令和2年4月6日から4月30日までの間を対応期間として計画的に履修させること等について指導を行っておりました。しかしながら、4月7日の国からの緊急事態宣言の発出、4月13日の県からの感染拡大警戒宣言を受けて、4月15日から5月6日までの一斉臨時休業に入ったところです。この間、教育委員会としては週1回の分散登校を実施するとともに、家庭学習の工夫や教材例を示しながら児童・生徒の学習機会の保障に努めてまいりました。4月16日に緊急事態宣言が全国に対象が広げられたことから、4月20日の週は分散登校を実施したものの、4月27日の週からの分散登校は中止といたしました。また、4月28日に5月7日から5月31日までの臨時休業延長を決定し、尾道市立学校の校長宛てに通知を発出いたしました。これ以降の児童・生徒の学習機会の保障についてですが、臨時休業が長期間にわたることから、教育委員会と校長会で協議し、教科書を活用した家庭学習の方法を市内で統一し、学力保障が市内全体で行われるようなシステムをつくり、取り組んでいるところでございます。

それでは続いて、業務報告を行います。

まず初めに、修正をお願いいたします。

業務報告の4月16日、全国学力・学習状況調査について、延期となっておりますが中止と修正をお願いいたします。

4月9日に実施を予定していた市の学力定着実態調査、中学校1、2年生対象でございますが、新型コロナウイルス感染症による行事等の変更で実施を延期し、6月をめどに日程を再調整しているところでございます。

さらに、4月16日に実施が予定されていた小学校6年生、中学校3年生を対象とした全国学力・学習状況調査ですが、4月16日実施を延期することでございしましたが、その後、文部科学省通知文において、新型コロナウイルス感染症に係るその後の状況及び学校教育への影響等を考慮し、今年度は中止が決定いたしました。使用する予定であった問題冊子等については、各自治体や学校の判断で有効に活用できるよう、後日、送付予定であると聞いております。今後、臨時休業中における授業の時間数の確保等とあわせて、活用について検討していきたいと考えております。

次に、行事予定です。5月12日に実施予定であった特別支援教育講座、これは各学校の特別支援教育コーディネーターの教諭等が対象となりますが、新型コロナウイルスの件により中止とし、特別支援教育の推進に係る資料を送付するという事としております。また、5月26日に実施予定であった「学びの変革」推進協議会ですが、集まっての研修が難しいとの判断で、県教育委員会と連携し、資料配布の方向で考えているところです。あわせて、5月25日、28日に予定しておりました小学校、中学校の教育研究会の全体会についても中止といたしました。ただし、事務局会については4月24日に開催し、夏休み以降の活動について計画を立てているところでございます。以上でございます。

○佐藤教育長 はい、ありがとうございました。

ただいまの報告について、御意見、御質問はございますでしょうか。

よろしいですか。

○村上委員 図書館のことで1点聞きたいんですけども、子供は今休みなんですけども、子供から図書館とか図書を利用したい旨の要望等がありますか。どんなんでしょう。学校単位とか。

○内海生涯学習課長 はい。教育長、生涯学習課長。私が聞いている限りでは、今の状態で図書館を施設として利用したいっていうお声は余り聞いてないですね。貸し出しはできるようにしており、図書館はかなり密な状態になるのがもうわかってるような施設ですので、そういったお声は現在のところありません。むしろ大人の側から、閲覧できないっていうのはある、何件か聞いたのは

記憶しております。

○村上委員 はい、ありがとうございます。2点ほど。因島瀬戸田地域教育課にお聞きしたいんですけども、重井中学校のグラウンドについて、町内の団体とPTAで、行き違い、利用についてね、というふうにちょっと聞いたんですが、それはどんなのかわかれば教えていただきたいんですけど。

それともう一点、学校経営企画課のほうなんですけど、前回、新型コロナウイルス感染防止における対応等についてという文書をいただいたんですけど、今回はこういう文書は出ないんですか。教職員についてはどのようにします、学校運営についてはどのように、学習指導についてはどのようにという形の、前回いただいたこういう文書なんですけど、変わってれば。全然変わってないんですか。どんなんでしょう。変わってれば。以上2点です。

○榎原因島瀬戸田地域教育課長 教育長、因島瀬戸田地域教育課長。御質問の重井中学校のグラウンドの利用の件については、特に今のところ動きに大きな変化はないのですが、地元の老人会の方からグラウンドゴルフの利用ということで利用申請をしていただき、教育委員会としては許可を出しております。その後、PTAからの反対の意見等がございまして、老人クラブも、学校への影響があるということであれば再度検討も必要かということで、そういった動きもあったのですが、今のところは代替地が見つかっていないということもありまして許可は出したままです。ただし、今学校のほうがこういう形で休業になっておりますので、利用はできない状況は続いているということです。ですから、このたび、5月7日以降どうするかということで、このまま使えない状況が続けば学校のほうは開放できないという連絡をとらせていただいている状況です。

○村上委員 わかりました。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。前回の教育委員会議の事前協議の際にお渡ししたと思います。教職員とか学校運営とか、学校指導とか成績処理等について多分書いてあったものだと思いますが、年度末、年度初めの部分で整理をさせていただくというので前回してたんですけども、今回はこういう形には今のところはまとめてはいないような状況があります。

○村上委員 わかりました。

○豊田委員 教育指導課にお聞きしたいんですけども、こういう状態になって、4月、5月と2カ月にわたって休校になるわけで、本当に思ってもみなかったような長期にわたっての休校なので、子供たちの学力がどういうふうになるかなというのはみんなが心配している状況ではないかと思うんですけど、その

中で、先ほど課長さんのほうから、休暇中、休業中の学習については、教科書に基づいての取組を行っていくとかというお話がありましたが、ただ、新学期になってすぐお休みに入りましたので、新しい内容っていいですか、全く勉強してないわけですよね。それで、教科書に基づいてといっても、新たな単元を学んでいくのになかなか理解できる子ばかりではないと思うんですが、その辺の個々への取組を、市教委としてと、それから校長会等と相談されて、具体的にはどのような形で子供たちに指導していくのがいいのか、具体的な例があったらお話ししていただきたいと思います。

もう一点、2カ月のお休みはもう仕方がないんですけども、実はこの2カ月のお休みをうまく利用といいますか活用して、子供たちが学校に来れない部分、先生方が新しい学年に入ってから単元でいろんな教材づくりをしっかりと、そしてそれが子供の学力をつけていくことと時間短縮になるような教材づくりを組織的に行っていくといいますか、そういうふうな形にしながら時間短縮をし、効率のいい指導を考えていく時間にするとして、そういう教材づくりを徹底して行っていくということが授業力の向上にはつながるかなと思うんです。以上の2点について質問します。

○**本安教育指導課長** はい、教育長、教育指導課長。具体的には、現在、小・中学校で教科書を活用した家庭学習ということで、家庭学習ができるようなプリント、教科書の何ページを見てください、まず音読しましょうというような具体的なものが書いてあるものを教職員が作成し、1日に4時間程度、そういった教科書を使った家庭学習をする、また、それをした後に週1回、小学校は保護者が、中学校は生徒または保護者が学校に来て提出する、教職員がそれを添削、評価し、次のプリントを渡す、また、理解できてないところ等については個別に対応する、こういうようなシステムをつくって始めているところです。こういったサイクルを回すことで、市内全体で継続した学力保障に努めようということで、校長会、教育委員会と連携をしながら取組を始めているところです。

また、2点目の教材作成についてですけども、今申し上げた教材作成、家庭学習のプリント等をつくることを通して先生方が教材の準備をし、そして、個別の対応をすることが教職員の授業力の向上にもつながるものであると考えているところです。以上です。

○**奥田委員** 同じく教育指導課へお伺いしたいと思います。

先ほど、今、各小学校、中学校を中心に、自宅での学習の指導、あり方について説明をいただきました。実際にいかがなんでしょうか、そういう授業の、

家庭学習のスタイルを導入されて、全体的にうまく、保護者、生徒ともうまく回っているというふうな判断なのか、何か保護者から、地域の方から、こういうところも改善してほしいというような意見も上がっているのか。今お聞きする中では非常にきめ細かくやっておられるのではないかなというふうにお聞きしましたけれども、そのあたりの当事者の反応というのはいかがでございましょうか。

○**本安教育指導課長** はい、教育長、教育指導課長。今のシステムを5月7日以降の臨時休業に向けて準備し、取り組もうとしているところでございます。その取組過程の中でさまざま、修正をする部分であるとか、保護者からの御意見等もあると思いますので、その都度、一つ一つ対応していきたいと思っております。以上です。

○**奥田委員** ありがとうございます。もう一点、学校経営企画課へお尋ねします。学校での感染、全教員が感染防止のために2グループに分けて学校運営しているということはよくわかります。その中で、在宅勤務という形も今導入しているということで、教員の在宅勤務というのは今まで、全く例がない状況です。具体的に在宅勤務というのはどういう形で、どういう条件でという、具体的にどういうふうに通員に指導しておられるのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○**小柳学校経営企画課長** はい、教育長、学校経営企画課長。この在宅勤務、今回初めてのものです。これは二種類ありまして、1つは校長が感染防止で勤務を命ずるというやり方、それともう一つは、公共交通機関等を活用して通勤している者については、週5日のうち4日、在宅勤務をすることができるという新たな勤務体系ができております。ですから、みずから申し出て在宅勤務をしている者と、校長が勤務として命じている在宅勤務の2種類があります。これは、4月16日付で教育委員会から学校、校長へ指導をしているんですけども、学校もすぐ対応を検討されて、2つのグループでというのが多いようです。ローテーションで回していくということで、週に2日とか週に3日とか在宅勤務、在宅勤務では教材研究でありますとか、今教育指導課からも説明がありましたように、また教材研究でありますとか、指導案をつくったりとかというようなことをやられていると聞いています。家にパソコン環境のない先生方もいらっしゃると思いますので、そういった場合には個人情報管理システムに基づいてパソコンの持ち帰りも今回は許可しています。こういった中で、1つ心配されるのは、先生方も慣れない勤務体系にもなっておりますし、感染防止のために会議等の簡素化でストレスを抱えているような状況もあるんじゃないかと思

われます。そういった中で、管理職等、教職員一人一人への声かけでありますとか健康状況の把握など、全ての教職員を大切にしている学校運営が求められているということで、先日、学校に、教職員への定期的な状況把握や在宅勤務中の服務規律の確保につきまして、県教育委員会の通知を受けて、市教育委員会からも学校を指導しております。以上でございます。

○木曾委員 今子供たちも心配なんですけど、今年度、先生方の新規採用が多かったんですよね。その先生方は、今ベテランの先生方の研修会なども中止になってる中で、研修とか指導とかってというのはどのようにされてるんですかね。現場でいろんな経験をされながら成長される時期なのに、こういう状態でなかなか指導もうまくいかないのかな、難しいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。特に今年度新規採用72名ということで、多くの新規採用を県からお預かりしてるわけですがけれども、例えば県の初任者研修では、今回は集合しての研修ができませんので、資料として学校に提供して、ただ、渡しっ放しではなくて、ちゃんと1日使って研修をするというような、研修時間をきっちり設けてやるように県は指示をしております。また、日常的なOJTっていうのが一番職能成長には必要だと思うんですが、極力そういった場を時間があるときにはやっていただきたいと思ってます。今、分散勤務にもなっておりますので、難しい状況もあるかもしれませんが、例えば教材作成でありますとか、学校の中での分掌業務については、しっかり学年担でありますとか管理職でありますとか、そういった部分での手助けといいますか、支援をしていくっていうことは、校長とも共通認識を持っております。また、連休明けにはなりますけれども、初任者の健康状況とか勤務状況とかというのは毎年学校経営企画課で把握をしておりますので、それも今年度もきっちりやって状況をしっかり把握して、支援できるところはしっかりしていきたいと思っております。以上です。

○村上委員 学校経営企画課にお尋ねしたいんですが、先ほど服務規律の確保ということをおっしゃったんですけども、在宅勤務の場合、客観的にどういうふうな形で確保してるのか、チェックしてるのか、教えていただきたいんですが。

○小柳学校経営企画課長 はい、教育長、学校経営企画課長。在宅勤務については、自宅から自宅へ出張という形になっています。これは勤務形態がそういうふうに県が示しております。ですから、勤務時間の開始、それから勤務時間の終わりについては学校の管理職へ、勤務を開始します、それから勤務が終わ

りましたという電話連絡を必ずするようにしています。それから、7時間45分の中で、もし個人的な用事等がある場合には、必ず年次有給休暇や、それに該当する特別休暇がありましたら、特別休暇を校長に承認を求めるといような手続をきっちりするように指導しております。

○村上委員 自己申告で、チェックは別にできないということですよ。だから、パソコンの画像同士でつながっていればチェックはできるんでしょうけども、電話連絡でお互い信頼関係で成り立っていると理解していいですか。わかりました。

○豊田委員 先日ちょっと近所の学校にお邪魔することがあったんですけども、御両親が家に、見る人がいないので、午前中は学校へお願いして、そして学校へ出勤しておられる先生方に見てもらって、それから、午後は放課後児童クラブですか、そちらへ移動するんだというふうなことも聞いたんですけども、中学生は別にしても、24校ありますので、そういった見る人がいない場合の子供はどういうふうになっているのかということと、学校の先生方が順番に、何か出て見てるんだというふうなことも伺ったんですけども、全体を把握しておられますでしょうかね、どういう傾向にあるのか。教えてください。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。今の部分でございしますが、尾道市立小学校における臨時休業中の児童の緊急一時預かりということで行っております。対象は、放課後児童クラブ利用以外の児童、1年生から3年生までの児童及び特別支援学級在籍の児童のうち、保護者の就労の関係により、どうしても家庭で過ごすことができない児童が対象となっております。現在、8時から12時まで学校で受け入れております。同時に児童クラブもやっているわけですが、児童クラブの児童の対応、午前中は学校で見ているという状況がございします。直近で言いますと、本日、4月30日の児童数でございしますが、一時預かりの児童が87名、児童クラブ対象の児童が275名ということで、362名の子供たちを学校で対応しているという状況でございします。

○佐藤教育長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、私が最後に1つだけ。庶務課の3小学校の関
で、2月に債務負担行為をやっていますので、仮設校舎の動きやその後の状況を差し支えない範囲で皆さんに御説明してもらえますか。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。3小学校の仮設校舎等の動きについて御報告をいたします。

土堂小学校につきましては、まだ全体的な合意形成が図れている状況ではな

いということ、また、コロナウイルスの関係で説明会等も開催できないという状況が続いておりますので、話が進んでないというところが実情でございます。ただ、ほかの2小学校につきましては、前回までの経過の中でおおむねの御了解をいただいているという認識のもとで、事前の準備は着々と進めさせていただいております。まず、久保小学校、長江小学校、どちらも学校との打ち合わせを重ねてまして、この春から庶務課にも建築技師が配属されており、積極的に動いてくれておりまして、必要な教室の数であるとか、概略はつかんでいたんですが、実際にそれが可能なのかどうかも含めて精査を進めていただいております。

それで、目標といたしましては、今年度中に仮設校舎が完成するような動きをしていかなければならないと我々も考えております。逆算すると、6月、7月ぐらいからプレハブ校舎の建築準備に入らなければならないのではないかと考えております。今のところ、長江中学校については、長江中学校横のテニスコートのところへ2階建ての仮設校舎を、そして久保中学校につきましては、同じくテニスコートの位置に2階建ての仮設校舎を建てて、それぞれ既存校舎と併用しながらうまくやっていけるのかどうかというのを、いろいろ調整を行いながら、対応していくという状況でございます。以上でございます。

○佐藤教育長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、日程第1、業務報告及び行事予定を終わります。なお、児童・生徒の学習支援、健康保持など、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、必要になる対策については引き続きしっかりやっていきたいと思っております。

次に、日程第2、議案の審査に入ります。

議案第30号尾道市社会教育指導員の設置に関する規則を廃止する規則案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○内海生涯学習課長 はい、教育長、生涯学習課長。議案第30号尾道市社会体育指導員の設置に関する規則を廃止する規則案について御説明をいたします。

議案集の12ページと13ページに記載しております。

提案理由につきましては、議案集12ページの下の方に記載しておりますように、一般職非常勤職員が会計年度任用職員に移行することに伴う規則の廃止ということでございます。

現在、尾道市の社会体育指導員は生涯学習課のスポーツ振興係に1名配置し

ております。令和2年4月1日から会計年度任用職員制度を導入することに伴いまして、これまで嘱託の職員として任用してまいりました社会体育指導員につきまして、会計年度任用職員に移行しておりますので、この社会体育指導員の設置に関する規則につきましては廃止をするというものでございます。この規則につきましては、公布の日から施行いたします。御審議の上、御承認をいただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 はい、ありがとうございます。

御意見、御質問ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第31号尾道市学校評議員の委嘱についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。議案第31号尾道市学校評議員の委嘱について御説明申し上げます。

14ページをお開きください。

本議案は、尾道市学校評議員を別紙のとおり委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものでございます。提案理由については、尾道市学校評議員設置要綱第4条第1項及び広島県尾道南高等学校評議員運営要綱第2条第1項の規定に基づき、校長から推薦があった別紙の者に、学校評議員を委嘱するものです。

各学校からの学校評議員の推薦者の一覧については、15ページから18ページをごらんください。

今年度は、小学校77名、中学校56名、尾道南高等学校3名の合計136名です。

委嘱期間は、令和2年5月1日から令和3年3月31日まででございます。

学校種ごとの平均人数は、小学校3.5名、中学校3.7名、尾道南高等学校3名であり、昨年度とほぼ同じ人数となっております。

また、今年度新しく学校評議員に推薦された方は、小学校12名、中学校13名、尾道南高等学校2名でございます。昨年度より新規の方は若干ふえております。

学校評議員の平均年齢につきましては、小学校64.4歳、中学校60.1歳、尾道

南高等学校60.7歳であり、全体の平均年齢は62.5歳でございます。昨年度とほぼ同じ平均年齢となっております。

また、男女比でございますが、女性の割合は小学校27.3%、中学校30.4%、尾道南高等学校0%であり、全体の割合は27.9%でした。昨年度より女性の割合は4.7%ほど低くなっております。

なお、土堂小学校、向東小学校、向東中学校についてですが、学校運営協議会を設置する学校については学校評議員を置かないことができますので、学校からの推薦はありませんでしたので、一覧にはございません。

御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 はい、ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第32号尾道市学校関係者評価委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。議案第32号尾道市学校関係者評価委員会委員の委嘱について御説明いたします。

19ページをお開きください。

本議案は、学校関係者評価委員会委員を別紙のとおり委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものでございます。

提案理由については、尾道市学校関係者評価委員会設置要綱第4条第1項及び広島県尾道南高等学校学校関係者評価委員会設置要綱第4条第1項の規定に基づき、校長から学校関係者評価委員会委員として推薦があった者を委嘱するものでございます。

各園、各学校からの学校関係者評価委員会委員の推薦者の一覧については、20ページから24ページをごらんください。

なお、学校関係者評価委員会は、3名の委員をもって構成されております。したがって、委員の人数は幼稚園5園で15名、小学校22校で66名、中学校

15校で45名、尾道南高等学校3名の合計129名でございます。

委嘱期間は、令和2年5月1日から令和3年3月31日まででございます。

委員の推薦につきましては、園長、校長がPTA役員、保護者や地域住民、その他当該校の関係者のうちから行っております。

今年度、新しく学校関係者評価委員に推薦された方は、幼稚園5名、小学校18名、中学校10名、尾道南高等学校1名であり、合計34名でございます。新規の方については、昨年度とほぼ同じ数となっております。

平均年齢につきましては、幼稚園60.2歳、小学校58.4歳、中学校58.4歳、尾道南高等学校56歳であり、全体の平均年齢は58.6歳で、昨年度とほぼ同じとなっております。

次に、男女比でございますが、女性の割合は、幼稚園73.3%、小学校47%、中学校28.9%、尾道南高等学校33.3%であり、全体の割合は43.4%でした。女性の推薦の割合は、昨年度より1.9%増加しております。

なお、先ほどにもありましたが、土堂小学校、向東小学校、向東中学校についてですが、学校運営協議会を設置する学校については学校関係者評価委員を置かないことができますので、学校からの推薦はありませんでしたので、一覧にはございません。

御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 はい、ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第33号尾道市教育支援委員会規則の一部を改正する規則案及び議案第34号尾道市教育支援委員会委員の委嘱及び任命についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

○本安教育指導課長 はい。教育長、教育指導課長。議案第33号尾道市支援教育委員会規則の一部を改正する規則案について御説明いたします。

25ページをお開きください。

尾道市教育支援委員会は、障害を持ち、特別な支援が必要な幼児、児童・生徒に対し、その障害の種別や程度に応じた適切な教育が受けられるよう適正な就学及びその後の一貫した支援に関する指導または助言を行うことを目的としています。

近年、尾道市教育支援委員会に係る幼児、児童・生徒の審議件数は300名を超え、令和元年度は314名の件数を扱っているところです。対応する内容も多岐にわたり、関係機関との連携が、より必要な案件も増加してまいりました。特に幼稚園、保育所等では早期から特別支援教育の取組が進んできており、毎年、5歳児の先生方の就学に関する研修会が開催されているほか、療育施設が主体となって発達障害に関する研修会も開かれています。このような状況を踏まえ、これまでは尾道市行政職員として尾道市教育委員会事務局職員が1名、委員として会に参加しておりましたが、尾道市として保育所等を管轄する子育て支援課等の職員に委員として参加してもらうことで、会議のより一層の充実や早期連携を図ることを目的とするものです。さらに、尾道手をつなぐ育成会については、他の委員の名称が関係機関の職員等の名称となっているため、名称の整合を図るために障害者関係団体とするという改正でございます。

以上、2点の規則改正について御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

続けて、議案第34号尾道市教育支援委員会委員の委嘱及び任命について説明をいたします。

本議案は、尾道市教育支援委員会委員の任期満了に伴い、別紙13名の委員を委嘱及び任命を行おうとするものです。

28ページ、29ページをごらんください。

新たな委員の委嘱期間は、令和2年5月1日から令和3年4月30日まででございます。具体的には、委員の再任が8名、委員の新任が5名の計13名になっております。委員の人数は、昨年度同様でございます。教育支援委員会の審議対象者の就学前の幼児の人数の増加に伴って、就学の現状や幼児の様子を共有し、早期の対応につなぐために教育委員会規則を改正し、教育委員会事務局だけでなく、市の行政職員を委員としてつけ加えることとしております。その他の新任につきましては、令和2年4月1日付の人事異動により前任者が尾道市教育支援委員会規則第3条に定める種別に該当しなくなったことなどにより、新たに委嘱及び任命をするものでございます。

また、男女比と平均年齢につきましては、男性5名、女性8名、平均年齢が55.9歳となっており、昨年度と比べ、女性が1名増、平均年齢は0.8歳ほど上が

っております。

以上、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 はい、ありがとうございました。

それでは、御意見、御質問ございますでしょうか。

○村上委員 改正案の中で、5番、3条の(5)で尾道手をつなぐ育成会代表とあるのを、障害者関係団体1名というふうになるんですが、これだと広がり過ぎるんじゃないのかなと思うんですけども、例えば尾道手をつなぐ育成会の代表は尾道市に1名しかいませんけども、この障害者関係団体だとたくさんいるので、私も出たい、私も出たいといった場合に、どういうふうに収拾するのかなあとちょっと思うんですが、1名じゃなくても、若干名だとその辺がやりやすくなるんじゃないのかなと思います。改正については賛成です。この書き方のほうがいいと思うんですが、この手をつなぐ育成会は尾道市内にほかにもあるので、そこが出たいといった場合、何名かになるんじゃないのかなと思ったものですから、お聞きしました。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。今おっしゃられるという手をつなぐ育成会代表1名という絞られたものでなくて、団体というふうに広がり過ぎるのではないかという御質問だったと思いますけども、確かにいろんな団体がございますので、そういうこともございますけども、いろいろ関係団体とか行政職員の若干名というように、その中で、この委員会として、委員会を充実させる委員としてふさわしい方ということでございますので、ほかの関係団体、関係職員というような整合を図る中で、最終的には委員としてふさわしい方を任命、委嘱していきたいと考えているところでございます。

○村上委員 あくまでこちら側は、教育委員会で委嘱するから特に問題はないというような考えでいいですかね。

○本安教育指導課長 はい、そう考えております。

○村上委員 はい、わかりました。

○佐藤教育長 今の関連で、要は障害者関係団体の意見を総括、この尾道手をつなぐ育成会長さんが障害者団体の全体を総括できるようなお立場でここへ臨まれてるのか、そうでなくてこの会を代表して臨まれてるのか、そのあたりの御説明をしてもらえれば今の質問に対する答えになってるんだろうと思います。そのあたりはどんなですか。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。今言われたように、一部というよりも全体の考えを代表していただいているということを考えて、この障害者関係団体のほうがふさわしいということもございまして、このようにしております。

す。

○村上委員 要は障害者団体でも因島の場合、因島若葉保護者会とか因島地区手をつなぐ育成会、尾道手をつなぐ育成会、瀬戸田地区手をつなぐ親の会とか、向島地区にもあるんですけども、そこはもう一枚岩になってる、統一された考えで事業を遂行されてるというふうなんですかね。よくわからないので、お聞きしたいんです。それならどこか1人来ていただければいいんですけど、それはどうなんでしょうか。

○本安教育指導課長 基本的には、それぞれ地域によっていろんな地域ならではの取組があると思いますけども、基本的には手をつなぐ育成会という大きな枠組みの中で動いていらっしゃると思いますので、その方の代表というふうな捉えをしていいのではないかと思っています。

○佐藤教育長 村上委員さんも、この案で御了解いただいたんだから、1名がいいのか複数がいいのか、そのあたりは改めてまた、来年に向けてその辺の意見も取り寄せながら、また報告してくれるといいと思いますんで、そのあたりはよろしくをお願いします。

○本安教育指導課長 はい。よろしくをお願いします。ありがとうございました。

○佐藤教育長 そういう整理でお願いをいたします。
ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第33号及び議案第34号を採決いたします。

両案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 はい。御異議なしと認め、両案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

以上で日程第2、議案の審査を終わります。

次に、日程第3、報告に入ります。

報告第6号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い廃止する要綱についての報告をお願いします。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。報告第6号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い廃止する要綱について御説明をさせていただきます。

この要綱改正は、非正規の臨時的任用職員について、制度が会計年度任用職員制度へ移行することに伴いまして、各種臨時職員、非常勤嘱託職員の要綱に

ついて廃止を行うものでございます。

資料は30ページから32ページとなっております。

令和2年4月1日から、地方公務員法及び地方自治法の一部改正が施行されました。これは、地方公共団体における行政需要の多様化に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時、非常勤職員について任用要件を厳格化いたしまして、新たに期限つき任用である会計年度任用職員制度を新設いたしまして、一般職の会計年度任用職員に関する制度の明確化を図るとともに、この制度に対する給付について、給与等について規定を整備するものでございます。

改正法の趣旨について御説明いたします。地方の厳しい財政状況が続く中で、多様化する行政需要に対応するため、非正規雇用の職員は現状において地方行政の重要な担い手となっております。このような状況の中、任用制度の趣旨に沿わない運用や適正な任用が確保されていない状況というものを改めまして、適正な任用等を確保するため地方公務員法の一部改正が行われました。

改正法の内容は、一般職の会計年度任用職員制度を創設して、任用、服務規律の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件を厳格化するというものでございます。

この改正に基づきまして、従来、制度が不明確であり、地方公共団体によって任用、勤務条件に関する取り扱いがまちまちであったものについて、統一的な取り扱いが定められたということでございます。特に従来の特別職非常勤職員と臨時的任用職員について、対象となる対象者の要件が厳格化されたことで、特別職非常勤は学識経験が必要な職になりまして、臨時的任用職員につきましては常勤の欠員への対応になります。そして、それ以外の臨時非常勤職員は原則として会計年度任用職員へ移行するということになりました。

また、地方自治法の一部改正により会計年度任用職員に対し、一定の手当について支給対象とすることが可能とされ、特に期末手当については適正な任用、勤務条件を確保するという改正法の趣旨や国の非常勤職員において期末手当の支給が進んでいたことを踏まえまして、支給すべきものとして一定の要件を満たした職員は支給対象となってまいります。尾道市では、地方公務員法の守秘義務等の服務に関する規定が適用されるべき職員が、特別職非常勤職員の嘱託職員として任用され、機密保持等の面で問題が生じていたことを踏まえ、会計年度任用職員への移行が見込まれる職員については、信用失墜行為の禁止や守秘義務等の服務に関する規定を適用するということになりまして、改正法施行前の平成30年度に一般職への統一を図りまして任用や勤務条件に対する関

連要綱の整備を進めておりました。このたび改正法の施行に伴いまして、尾道市会計年度任用職員の給与等に関する条例を始め地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例等、関連する例規の整備が整いましたので、それらの適用を受けることになる各種臨時や非常勤嘱託職員の設置要綱を廃止するものでございます。これは教育委員会にかかわるものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○佐藤教育長　すごく長い説明なので、後で、まとめたものを皆さんにお渡しをしてもらえますか。

要は会計任用職員の法施行がこの2年4月1日になったので、それに合わせて勤務制のある非常勤の嘱託とかそういう方の身分のところを、これにあわせて整理をしたから廃止をしますよということですね。そこはもうよくわかりました。後の、細かな説明のところ非常に詳しくあったので、それについては整理をして、また、目に見える形にしてください。

御意見、御質問ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長　よろしいですね。

次に、報告7号令和元年度尾道市立美術館及び圓鏝勝三彫刻美術館への美術作品寄贈についての報告をお願いします。

○村上美術館長　教育長、美術館長。33ページの報告第7号令和元年度尾道市立美術館及び圓鏝勝三彫刻美術館への美術作品寄贈について御説明申し上げます。

34ページをごらんください。最初に、尾道市立美術館への美術作品寄贈についてでございますが、画家で尾道市立大学芸術文化学部名誉教授の奥山民枝氏の油彩「時のむすびめ」ほか油彩が19点、銅版画19点は、元東京オペラシティアートギャラリー名誉館長寺田小太郎氏所蔵の作品で、御遺族の沼田敦子氏ほか2名から、令和元年6月4日に寄贈を受けたものでございます。市長感謝状につきましては、沼田敦子氏ほか2名に、奥山氏同席のもと令和元年9月3日に贈呈しております。

次に、亀山全吉氏の油彩「ブルースカイ」ほか2点でございますが、こちらは栗原町の林原玉枝氏から令和元年10月28日に寄贈を受けたものでございます。

そして、小林和作氏の油彩「薩摩の海」でございますが、十四日元町の國友悦男氏から令和元年10月29日に寄贈を受けたものでございます。

なお、寄贈作品につきましては、令和元年11月2日から令和2年1月19日まで、尾道市立美術館コレクション展において公開いたしました。

次に、圓鏝勝三彫刻美術館への美術作品寄贈についてでございますが、圓鏝勝三氏の石こう像「海の幸」1点をNYKバルク・プロジェクト株式会社、こちら旧社名は日之出汽船株式会社でございますが、この会社から、令和元年7月30日に寄贈を受けたものでございます。また、圓鏝勝三氏の木彫「自在鉤・鯉」ほか3点、及び圓鏝元規氏の「年賀はがき」ほか2点でございますが、広島市西区の戸谷郁子氏から令和元年10月31日に寄贈を受けたものでございます。

なお、感謝状につきましては、いずれも辞退されております。

なお、圓鏝勝三の石こう像「海の幸」につきましては、今年度開催予定の特別展で公開する予定です。

以上、寄贈を受けた作品の画像につきましては別に添付しておりますので、そちらをごらんください。以上でございます。

○佐藤教育長 はい、ありがとうございます。

御意見、御質問はございますでしょうか。

ちょっと聞いてみるんですが、なぜこのタイミングになったのかというのがわかりにくかったんですけども、要は奥山さんのだったか、11月2日から1月19日までコレクション展で展示されていますよね。

○村上美術館長 はい。

○佐藤教育長 展示しているということは、その前に市へ寄贈があったのであれば、その前に教育委員会に諮って寄贈を受けたという形が一番きれいなんですけど、さっきの圓鏝勝三さんにしても10月31日にいただいたということだったよね。まとめてこのタイミングにこの全部を出したというのは何か意図があったのか、その都度あったときに教育委員会へ諮ることはできなかったのかということが少しわかりにくかったんだけど、そのあたり何か理由があったんでしょうか。

○村上美術館長 教育長、美術館長。その都度出すことは可能であったと思います。特にこの4月にまとめて報告する理由というのは特に聞いてもおりませんので、こうしなければいけないということはないと思いますので、今後こういう寄贈があったときはその都度報告をさせていただければと思います。

○佐藤教育長 できればそのようにお願いします。寄贈されたものなのに、教育委員さんが知らずにコレクション展でお披露目という話も、ちょっと。間に合う間に合わないということがあるから、その辺は今後の状況次第と思うけれど

も、できるだけ速やかに出してもらえばいいのではないかと思います。それはそのようにお願いをいたします。

次に、報告第8号尾道市公立学校職員服務規程施行細則の一部を改正する訓令についての報告をお願いします。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。報告第8号尾道市公立学校職員服務規程施行細則の一部を改正する訓令について御説明いたします。

37ページをお開きください。

本施行細則を改正した理由ですが、第3条第1項中「広島県立学校出勤簿取扱要領に準ずる」としたのは、県立学校では出勤簿の電子化が進められており、休暇等の服務に関する部分の整理の仕方については尾道市も同様の取り扱いをしておりますが、出勤簿自体の取り扱いが紙媒体、または電子媒体ということになりますので、「準ずる」というように改正をさせていただいております。

第6条第2項に、「用務内容が定例化され、文書による報告を受ける必要がないなど、校長が軽易と認めるものについては、口頭で復命することができる。」とただし書きを加えました。ただし書きについては、初任者拠点校指導教員が兼務校に行く場合や事務職員が共同事務室に行く場合を想定しています。これらの用務内容は定例化されているため、口頭での復命のみでよく、改めて文書による復命は必要ないと考えられます。

第6条第3項は、第2項にただし書きが加わったため、「前項」を「前項本文」に改めております。

以上、報告とさせていただきます。

○佐藤教育長 はい、ありがとうございます。

ただいまの報告内容、御意見、御質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、次に報告第9号尾道市立小・中学校学校諸費会計等取扱要綱の一部を改正する要綱についての報告をお願いします。

○小柳学校経営企画課長 はい。教育長、学校経営企画課長。報告第9号尾道市立小・中学校学校諸費会計等取扱要綱の一部を改正する要綱について御説明いたします。

40ページをお開きください。

本要綱の改正についてですが、第5条第1項について、戻出調書と戻入調書を加えています。昨年度、各学校の状況を調べた場合に、41ページ、42ページにあります戻出、戻入調書を使っているということがわかりまして、これまで

要綱の条文に規定されていなかったため、戻出、戻入調書を条文の中に規定いたしました。その関係で、別記様式がこれまで様式第5号までだったものが、戻出、戻入調書の2つの様式を加えますので、様式第7号までと改めています。また、別記様式については、44ページから48ページの新旧対照表にありますように、「職氏名」を「職名・氏名」に改めるとともに、これまでの規則等の改正と同様に、平成、元号の部分を削っております。

以上、報告とさせていただきます。

○佐藤教育長 はい、ありがとうございます。

ただいまの報告について、御意見、御質問ございますか。

これは漏れなんですか。戻入、戻出というのが手続上漏れていたもので、このたび直すということによろしいですね。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。はい。昨年度いろんなものを見直ししたときに、やっぱり漏れているというのがわかりましたので、本来なければなかったものを今回入れさせていただきました。

○佐藤教育長 わかりました。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 それでは次に、報告第10号尾道市公立学校職員等健康管理システム 実施要綱の一部を改正する要綱についての報告をお願いします。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。報告第10号尾道市公立学校職員等健康管理システム実施要綱の一部を改正する要綱について御説明いたします。

50ページをお開きください。

本要綱を改正した理由ですが、旧第7条第1項第1号の栗原北学校給食共同調理場は令和元年度末で、第2号にあります因島学校給食共同調理場は平成30年度末で、県費負担の学校栄養職員の配置がなくなりました。現在は、栗原北小学校、因北小学校へそれぞれ栄養教諭が配置され、共同調理場に兼職発令されているため、第7条の条文が必要なくなったため削除とさせていただきます。

以上、報告とさせていただきます。

○佐藤教育長 はい、ありがとうございます。

御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 それでは次に、報告第11号専決処分の報告についてをお願いします。

す。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。報告第11号専決処分の報告について御説明いたします。

53ページをお開きください。

これは、令和元年11月11日午後3時30分ごろ、尾道市美ノ郷町本郷604番地尾道市立美木原小学校グラウンド内で発生した事故に係り、早急に損害賠償の額を定めて相手方と和解する必要が生じたため、市長が専決処分を行ったので、その報告をするものです。

事故の発生状況について御説明申し上げます。

事故当日、美木原小学校において、グラウンドに設置してあった防球ネットが強風で飛ばされ、近くに駐車していた相手方の軽乗用自動車に接触し、当該車両を損傷したものです。事故原因について調査したところ、当日は風が強い日であったにもかかわらず、学校側が十分な対策を行っていなかったことに起因するもので、相手方に過失は認められませんでした。これは、本来防球ネットを留めておかないといけないものですが、きちりそういった処理がされてなかったということが上げられます。ですから、このことから、市は損害賠償として修理にかかる費用8万1,510円全額を相手方に支払うものです。

なお、賠償金については、市が加入しております全国市長会学校災害賠償補償保険から全額補填されます。

また、市議会へは6月議会で報告することとしております。

以上、報告とさせていただきます。

○佐藤教育長 はい、ありがとうございます。

御意見、御質問はございますでしょうか。

○奥田委員 ちょっと聞いてみますが、防球ネット、とめるべきものがとめられてなかったということで、これはたまたま車にぶつかったということなんですけど、日常的に風が強くてこういう防球ネットが動いたりして、子供がけがをするっていう場合も想定されますが、そういう全ての点での安全管理、全体的なところを見て、これがたまたま1個そうだったのか、そのあたりの全体の安全管理はどうだったんでしょうか。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。これ、全体というのは学校というか、市内。

○奥田委員 ほかの防球ネット、これ防球ネット1個だけなのか、学校に。幾らかあって、その全体、そういう全体の危機管理も含めて、何か危ない、子供が、風が吹いたらテントなんかでも風が吹いて運動会するときには注意しますよ

ね。そういう意識でもっているいろんな学校のグラウンドに置かれているようなものがきちっと、風が吹いても、あるいは子供たちにもそういう危害が及ぶおそれはない状態だったのか、そのあたりを総合的に聞かせていただきたいんです。

○小柳学校経営企画課長 まず、美木原小学校において、このとき調査しまして、ここだけではなくて、ほかにもきっちりととめていなかったというようなことがあって、全体的に管理が徹底されてなかったということが、課題として上げられました。その後、現在は、この事案を契機にきっちりとされております。市内全体には風の強い台風の時期とか、梅雨の時期とか、そういったときには庶務課とも連携をさせていただきまして、学校へ一斉に安全確認をしていただいたりとか、学校、子供がそういった事故に遭わないようにとか、教職員の車に倒れかからないように、時期を見ながら指導はさせていただいております。

○奥田委員 ちょうどこういう事案があったときに、いい機会だと思いますので、日常的に各学校、校長、管理職中心に危険なものがないようにチェックして、危険な状況であれば速やかに対策をとるとい、そういう指導を徹底していただければちょうどいい事案じゃないかなと思います。よろしくお願ひします。

○村上委員 この軽自動車は、グラウンドの中の駐車場にとめてたんですかね。本来とめていい場所か、とめたらずいというか、不適切な場所にとめてたのか。そこはどなんでしょう。

○小柳学校経営企画課長 はい、教育長、学校経営企画課長。これは、校長からこの場所にとめるように指示があった場所にとめておりました。

○村上委員 わかりました。

○佐藤教育長 ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 はい。それでは、ないようですので、次に、報告第12号専決処分報告及びこれが承認を求めることについて（尾道市教育委員会特定事業主行動計画改定案について）の報告をお願いします。

○小柳学校経営企画課長 はい、教育長、学校経営企画課長。報告第12号専決処分報告及びこれが承認を求めることについて御説明いたします。

56ページ及び別紙の資料をごらんください。

専決処分事項は、尾道市教育委員会特定事業主行動計画改定案についてで

す。

報告理由は、尾道市教育委員会が定める尾道市教育委員会特定事業主行動計画の改正案について、委員会を招集する時間的余裕がなく、特に緊急を要するため、3月31日に専決処分をしたものです。

本来であれば、3月23日に開催されました教育委員会議において議案として提案すべきでありましたが、関係機関との調整に時間がかかり、提案が間に合いませんでした。また、これまでの行動計画が令和2年3月31日までの計画期間であったため、この改定案を令和2年4月1日策定としなければならなかったため、専決処分とさせていただきました。

それでは、尾道市教育委員会特定事業主行動計画について説明いたします。

別紙資料1ページをごらんください。

今回の改定につきましては、これまでの次世代育成支援対策推進法に加えて、平成27年8月に成立した女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、策定するものです。

計画期間は、女性活躍推進法に合わせて、令和2年4月1日から令和8年3月31日までの6年間としています。

計画対象は、尾道市立小中高等学校県費負担教職員（臨時的任用教職員及び会計年度任用職員を含む。）を対象とします。

なお、学校に配置されています市費職員については、尾道市特定事業主行動計画が適用されています。

2ページから7ページまでが行動計画、その後ろに新旧対照表をつけています。

本行動計画の令和7年度末の目標は、男性職員の育児休業の取得率を10%、子供の出生に伴う特別休暇、配偶者出産休暇や育児参加休暇取得率を100%とすること、職員1人当たりの年次有給休暇の平均取得日数を15日以上とすることとしています。

主な改正点としては、各項目の下側にあります実施時期、これは全ての項目に書いてあるんですけども、この部分の令和2年度から新規というものになりますが、4ページの(9)勤務時間の適正管理では、平成30年10月に策定した学校における働き方改革取組方針、令和2年4月1日策定の尾道市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針に基づいた取組となるよう改正し、勤務時間の適正管理を図ることとしています。

また、女性活躍という面から、6ページ、(12)にセクシュアル・ハラスメント等のハラスメントに対する取組を加えております。

この行動計画の周知についてですが、3月31日の専決処分後、直ちに学校へ通知し、新年度、速やかに全ての教職員へ周知するよう通知を発出いたしました。また、尾道市のホームページにも掲載し、市民の皆様にも公開しております。以上、報告とさせていただきます。

○佐藤教育長 はい、ありがとうございます。

御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 はい。ないようですので、それでは、本件については承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 はい。御異議なしと認め、本件は全会一致で承認することに決しました。

次に、報告第13号専決処分報告及びこれが承認を求めることについて（尾道市学校施設長寿命化計画案について）の報告をお願いします。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。尾道市学校施設長寿命化計画案について御説明を行います。

57ページをお開きください。

また、別紙概要版、カラー2枚物の概要版をお開きください。

それでは、御説明をさせていただきます。

まず、長寿命化計画についてでございますが、公共施設の維持管理コストが増大し、将来大きな負担となることが予想されることから、平成25年11月に国においてインフラ長寿命化基本計画が策定され、政府全体としてトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性が打ち出されたことから始まっております。これを踏まえまして、地方公共団体においても国の基本計画に基づいて公共施設総合管理計画を策定するとともに、個別施設ごとの長寿命化計画の策定が求められております。尾道市におきましては、平成29年3月に尾道市公共施設等総合管理計画が策定されました。尾道市学校施設長寿命化計画は、この総合管理計画の学校施設に係る個別計画として策定されたものでございます。資料にはございませんが、当該計画は学校施設整備を行うに当たりまして、今後国の補助を受けるに当たっても策定が必須となっており、令和2年度末までの策定が求められているものでございます。

本市の学校施設におきましては、昭和40年代から50年代までに集中的に整備され、今後、10年から20年の間に一斉に更新を迎え、改修や維持経費が多く必

要となることが予想でされております。また、社会情勢の変化に伴いまして、学校施設に対するニーズの変化等にも対応した施設整備が求められております。長寿命化計画は、こうした市の状況を踏まえまして、中・長期的な維持管理コストの縮減や平準化、学校施設に求められる機能の確保を目的として策定する計画となります。

計画期間は、文部科学省の手引きや試算ソフトに基づいて、令和2年度から令和41年度までの40年間としておりまして、社会情勢の変化に応じ適宜見直しを図る予定としております。具体的には5年から10年程度でローリングを図っていきたいというふうに考えております。

対象施設は、小学校24校、中学校16校、高等学校1校、幼稚園6園、学校給食施設4施設の51施設としておりまして、200㎡以下の倉庫や部室などの小規模な建物については関連経費として考慮いたしますが、長寿命化計画の対象にはいたしません。

学校施設の老朽化状況につきましては、概要版2の学校を取り巻く現状と課題、次ページの3の学校施設の老朽化状況をごらんいただければと思います。

本市の学校施設は築30年以上経過した施設が70%を超えておりまして、老朽化が進行している状況がうかがえます。一方、構造躯体以外は、内部仕上げ、外壁を除く全ての項目においてB評価、部分的には劣化してる程度という評価のものが60%を超えておりまして、屋根・屋上、電気設備、機械設備の施設数に関しましてはB評価以上が70%程度で、一定の水準を維持できていることがうかがえるという状況でございます。

また、児童・生徒数は年々減少しており、今後もこの傾向は変わらないというところで試算されております。

老朽化の概要といたしましては、構造躯体の健全性と構造躯体以外の老朽化状況によって評価を行っております。構造躯体におきましては耐震診断時のデータを用いて診断いたしまして、構造躯体以外については現地調査により評価を行っております。この結果、構造躯体の健全性においては、対象施設のうち156棟の対象施設のうち125棟が長寿命化できる施設という結論になっております。

続きまして、資料4の学校施設の目指すべき姿及び学校施設整備方針についてお示ししております。

次に、長寿命化の方針についてでございますが、従来型の50年での建てかえから、定期的なメンテナンスを行うことにより80年程度もたせるよう予防保全型の施設管理への転換を図るということにしております。

6番、学校施設長寿命化計画でございますが、こちらのほうで対象施設156棟のうち149棟を長寿命化、7棟を改築として判定ということになっております。コストの削減効果についてでございますが、一定の条件のもと試算した結果、40年間で133億円、1年当たりで3.3億円の削減効果が見込まれております。ただし、その場合において、過去5年間平均経費の2.1倍の投資が必要であるというような試算になっております。実際の改修につきましては、総合劣化度により優先順位等を決定し、予算要求を行って対応していくものと考えております。

なお、文部科学省におきましては、耐震改修を最優先ということでお示しされているために、耐震化が図れないとその他の補助は行わないという方針に転換する旨、研修会などで伝えてきておりますので、耐震改修や屋内運動場の非構造部材の耐震化を最優先でまずは対応するという事としております。これらの建物の長寿命化計画については、既に大規模改修等を行っているものを除きまして、これを完了してから開始する予定としております。大ざっぱには、今のところ令和7年というのが一つの目安になっておりますので、これ以降、長寿命化を尾道市の場合は始めていくということでございます。これは耐震化の図れていない近隣自治体などの計画においても、同様の耐震化が終わってから長寿命化計画をスタートさせるというような計画になっておりますので、近隣の自治体等と同様の考え方というふうに整理させていただいております。

概要については以上でございます。

○佐藤教育長 はい、ありがとうございます。

ただいまの報告に対して、御意見、御質問ございますでしょうか。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 それでは、本件について承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本件は全会一致で承認することに決しました。

以上で日程第3、報告を終わります。

その他として、委員さんのほうから何か御意見、御質問等あれば。

○豊田委員 出だしがこういうふうな状況になってあれなんですけれども、今年度、令和2年度の教育委員会の事務局として、こういうふうなところを重点課題として取り組んでいきたいというふうな、例えば11ページの教育指導課の行事予定のところに、「学びの変革」推進委員会というのがありますが、これは

進行中ですかね、今年度はこういうふうなことを主に学校に要求しながら取り組んでいきたいというふうな大きな柱のようなものがあると思うんですけど、教えていただきたいと思います。

○**本安教育指導課長** 教育長、教育指導課長。学びの変革につきましては、授業改善を進めていくっていうのは従来進めているもので、これからも進めていかなくてはならないと思っています。特にこれまでゴールを明確に、それから振り返りを充実させるっていうようなことを取り組んできまして、これは今年度も継続していきます。さらに、今担当者と話しているのは、しっかりとそれを見取るために、子供の姿でしっかりと語ろうということで、子供がどこまで、何につまずいているのかっていうのを、子供の姿を見ながら指導していこうということを今考えております。なかなか、ちょっと今子供がいないので指導に出れませんが、今後そういうことをしっかりと学校のほうへも訴えながら、指導していきながら、授業改善のほうをますます進めていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○**豊田委員** おおよそはわかったんですけども、昨年度、振り返りを中心に事業改善を行っていききたいというふうなお話でしたが、今年度はそういう具体的な、これをしたい、学力向上に向けてこれをするというふうなはっきりしたものが、具体的なものはこれから話し合いをして決められるということですか。

○**本安教育指導課長** 今までのものをしっかりと継続をしていくのと、徹底を図るということと、さらに今までやったことの中でしっかりと、さらに指導していくことを明確にしていくっていうことを今考えているところです。それが今、1つは、子供の姿でわかっているね、わかっているね、だからこの方法がいいねということを指導をしっかりとしていこうということを今事務局の中では話しています。

○**豊田委員** 子供の姿を見取りながらというのは当然のことなんですけれども、こういうふうな手だてを立てて、こういうふうなことを狙って、こんな手だてを立てたら子供はこうなっていくんだというふうな、そういうふうな今までの流れに沿った仮説を立てて、それから、今年度は特にここ最重点、子供の姿を見るというのは当然ですから。最重点として、こういうことをしていけば、きっと尾道の子供の学力は上がるだろうというふうなところの見通しといいますかね、そういうのをちょっと教えていただきたいなと思うんです。

○**本安教育指導課長** 教育長、教育指導課長。今言われたように、このような方法をすればこのような結果になるという、仮説であるとも思うんですけども、今ここ何年かやってきたゴールを明確に、目当てを明確に、そして振り返りを

っていう、ゴールを明確にした授業イメージと、それから振り返りでしっかりとわかってるかどうかを見取ろうというのをやってきました。これをさらに進めていくってというのはこれまでどおりです。ただ、その中でしっかりとその2つを定着させるために、これはもうある程度授業の中では定着してきつつあるかなというところですけども、まだ徹底が図れてなかったり、それから、本当に子供の姿でそれが、その結果、本当に子供がわかっているのっていうようなところを本当に見取れているかなっていうところは、まだしっかりと見取れてないんじゃないかなっていう、今委員さんがおっしゃられた、これまでやってきたことなんだけど、本当にそれが学校の先生方一人一人に定着してるんだらうかっていうことを1つはやっていきたいと思っています。さらに、今臨時休業中で子供たちの学びが保障できてないところもあるもんですから、そのあたり、時間数であるとか、それから子供によつての状況であるとか、個別の対応であるとか、組織的な対応であるとかっていうことも含めて考えていかななくてはいけないと思っていますところですよ。

○佐藤教育長 課長さん、非常に抽象的だから、多分皆さんなかなかわかりにくい。実は教育長ヒアリングを4月当初にやって、各課から課題とか、それから今年度の取組、課題、方向性とか、そういうものとかスケジュールをもらうのですが、そのときに私のほうからお伝えをしたのは、せつかく29年に教育の総合推進計画みらいプラン2をつくって、数値目標も示して、どういうことをしたら子供たちはこうなるんだ、例えば、家庭学習はどの程度したら学力は上がるだろう、何とか20%以下になったら、必ずそのところへ指標も示しながら方向性も示したんだから、そのところを徹底することが、要はそこにつながるんだらうという仮説を立てた計画を立てたんだから、それを徹底していきましょうというのが全てそれぞれのセクションに与えられてる課題だというふうに思って、今年はそれを何とか実現できるような取組にしていこう、もう実現する、もう来年が実はこの計画の最終年度になるんですね。今年、もう4年目。まさしく実効を出す年だ、そういうことから、今豊田委員さんは具体的な、一つの学びの変革に限ってどうなのかというお話をいただいたけれども、全体に子供たちの学力をということになったら、その背景には、その手だてはそれぞれの数値目標を上げたものの実現が全てかなと思うんだけど、そういう議論のところではどんなですか。

○本安教育指導課長 みらいプラン2の数値に一つ一つこだわっていくっていうのも当然中では話をしております。その数値がなぜそうなっているのかという分析であるとか、それから学校間での差であるとか、子供たちの差であると

か、また、学校の取組の組織的な状況であるとか、それから研修を受けた後、学校の中でどのように還元しているかということであるとか、一つ一つ丁寧にやっていくことで子供たちの学力を保障していきたいなど考えているところです。また参考にさせていただいて取組を進めていきたいと思っています。

○**豊田委員** 先ほど教育長さんのほうから、徹底させるということ 키워ドにというふうなことをおっしゃったんですが、私もそのことをぜひ今年度は、もちろん各学校も頑張っておられるし、教育委員会の事務局もいろいろやっていらっしゃるんですが、この徹底するということころはなかなか徹底しないからなかなかうまくいかないんですよ。だから、そういうところを各学校へもぜひ言っただいて、キーワードは徹底なんだと、基礎学力の定着にしても、それから学びの変革にしても、やり切って徹底させるんだというふうなことを、もうぜひ私は合い言葉にさせていただきたいなというふうに強く思います。以上です。

○**佐藤教育長** 杉原部長さん、何かありますか。

○**杉原学校教育部長** 学力の結果がなかなか上がらないことについては、昨年随分と議論を重ねてまいりました。先ほど徹底ということがあったんですが、指導主事の聞き取りから1つわかったことは、研修では相当事務局も、手前みそになりますけど相当の努力をして、相当な資料を提供します。研修内容も随分工夫します。それを学校に持って帰って、その担当者がきちんと学校で実行している学校というのは確実に点が上がってます。それができてない学校はやはり結果として、学力調査の結果は横か下かというようなイメージです。今回やはり議論になったのは、その研修でやったことがどれだけ学校の中で周知されて実行されているかっていうこと、そこが1つポイントになるだろうという話をしています。今そのためにどういう手だてがいいのかということ具体的ことをいろいろ考えていますが、今研修が、このような状況なので計画してもうまくいってない状況はございますけれども、やはり校長、教頭、管理職に向けては研修へ行った者が責任を持って、学校の代表として行くと。それで、受け取ったものをきちっと学校の中で伝えていくということ、それを実行していくということまさに徹底していく、そういう指導を我々はしていけないといけないんじゃないかというふうに今考えているところでございます。

○**佐藤教育長** よろしいですか。ほかには。

○**村上委員** 今、長期の休業になってるんですけども、子供たちの中には朝御飯を食べてきてない子も何人かおられたんじゃないかと思うんですけども、今までは学校で給食があったからよかったんですけども、今はないとなると、あと

は自宅でどういうふうにしてるのか。で、今先生方がどういうふうにフォローしてるのか。特に小学校1年生の子がどういうふうになってるのかちょっと気になるんですけども、その辺の取組とか情報とかあれば教えていただければと思います。

○**本安教育指導課長** はい、教育長、教育指導課長。教育委員会のほうでは、定期的に子供たちの状況を把握するようという指導をしております。それに伴って、学校の大きさがありますので、やり方はそれぞれですけども、例えば高須小学校では週に1回メール配信をして、何か状況に変化があったり心配なことがあったら言ってくださいねというようなことを保護者へ発信し、そして保護者から連絡があったり、それから心配な子については個別に対応するというような形の状況把握をしているというふうに聞いているところです。人数が少ないところについては、週に1回ということではなくて、短いスパンで電話連絡をしたりしながら状況把握していると聞いています。

○**村上委員** 学校側からメール配信だけだと、保護者が、うちの子は朝も勝手に食べてるし、昼も勝手に食べてますというようなメールを送ってくるとは思えないんですけども、そこはどうなのでしょう。ひょっとしたら食べてないかもわからないけど、食べてませんというような親はいないと思うんで、そこら辺は。

○**本安教育指導課長** 教育長、教育指導課長。その部分については、これまでの担任であるとか今の担任が子供の状況や家庭状況を把握しているものですから、基本的には個別の対応を中心にしながら、子供のかかわり、子供の状況を把握するということを主でやっているところだと思っています。

○**村上委員** わかりました。

○**佐藤教育長** 特に家庭においては、厳しい家庭であるほど、食費がかさんできてるという言葉が新聞紙上で見かけますね。多分今まで以上に子供たちにとって厳しい環境ではないかという感じがしてならないですけどね。

ほかにないようでしたら、以上をもって本日の日程は終了しました。

これをもって本日の会議を散会すると同時に、第5回教育委員会定例会を閉会いたします。

なお、次回の定例教育委員会は5月28日木曜日午後2時半からを予定しております。

お疲れさまでございます。ありがとうございました。

午後4時34分 閉会

尾道市教育委員会会議規則第20条第2項の規定によりここに署名する。

尾道市教育委員会 教育長

尾道市教育委員会 委 員

尾道市教育委員会 書 記